

答 申 情 第 1 7 3 号
令 和 6 年 2 月 7 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 北 村 和 生
(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和4年9月22日付け建建総第5号をもって諮問のありました下記のことについて、
別紙のとおり答申します。

記

特定事案に係る職員間のやりとりの文書の公文書公開請求拒否決定事案（諮問情第26
6号）

1 審査会の結論

処分庁が行った公文書公開請求拒否決定は妥当である。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、令和4年2月16日に、処分庁に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、別記のとおり公文書の公開を請求した（以下「本件請求」という。）。

※ 別記以外の請求内容については、本件審査請求において争点とされていないため、記載を省略する。

- (2) 処分庁は、本件請求に対して請求を拒否することが相当と判断したうえで、条例第9条第1項及び第10条第2項の規定により公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和4年6月9日の公開対応の際にその旨及びその理由を以下のとおり審査請求人に通知した。

（公開請求を拒否する理由）

労務担当と建設局内職員の具体的な面談の内容や職員団体（労働組合）との協議に関する内容については、当該文書の存否を答えることにより、条例第7条第1号及び第6号に規定する当該職員個人のプライバシーを侵害するおそれがあるとともに、本市の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事確保に支障を及ぼすおそれ及び職員団体（労働組合）との信頼関係が崩れ、今後の労使交渉などの事務に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第9条第1項の規定により、当該請求対象文書の存否を明らかにせず、請求を拒否することが相当であるため。

- (3) 審査請求人は、令和4年8月25日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の適否について明らかにするとの審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審査会における職員の説明によると、処分庁の主張は、次のとおりであると認められる。

- (1) 本件請求に係る公文書について

当職では、適正な人事労務管理を行うため、建設局職員から服務に関する相談を受けたり、服務監察の対象となる事案等が発生した場合は職員への面談や指導等の対応を行っている。

本件請求に係る公文書は、平成31年から令和3年において、建設総務課担当課長、担当係長及び労務担当が建設局職員とやり取りした際の記録や当該やりとり等を行った際の判断などの根拠となる文書等である。

(2) 条例第7条第1号及び第6号に該当することについて

当職では、建設局職員から服務に関する相談を受けた場合や、建設局職員に対し面談又は指導を行う場合などは、当該職員の服務管理に携わる者以外に情報が知られないよう配慮している。

本件請求は「土木管理部職員」とされており、土木管理部の約150人の職員を対象とする前提になっているものの、個々の請求内容は建設総務課担当課長と特定の職員とのやり取りが具体的かつ詳細に記載されており、対象となる職員を特定し得る請求内容であると認められるから、本件請求に係る公文書の存否を答えるだけで、本件請求に記載されている具体的な内容が事実であるか否かを答えることとなるため、特定の職員のプライバシーを侵害するおそれがある。

また、仮に請求内容が事実であったとしても、人事管理上の手法や対応方針を明らかにすることは、今後の公正かつ円滑な人事の確保に影響を及ぼす可能性がある。

さらに、本件請求は、請求内容の事案について、職員団体への説明があったことを前提にしているが、個別事案に関する職員団体とのやり取りは公にすることを前提としていないことから、情報公開制度を通じて、そのような事実があったか否かを答えることは、当職と職員団体との信頼の確保や、今後の労使交渉・協議に支障が生じるおそれがある。

(3) 本件請求は、建設総務課担当課長が行った服務的な対応について請求されているが、建設総務課担当課長が建設局内の職員と直接面談や相談等の対応を行うことは稀であり、その内容はハラスメントや職員の非行など通常他人に知られたくない内容が含まれているものである。

(4) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書及び反論書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 処分があった際に提示された理由が抽象的なことから、処分が適切であるかわからないため、処分庁に詳細な説明を求めたが、処分庁は同様の説明を繰り返し、詳細な処分理由の説明を拒否したことから、処分が適切であるか判らない。

(2) 当該公文書公開請求に先んじて、本請求内容（対象を「京都市職員」としたもの）を示して調整を図った結果、処分庁（情報化推進室）から、「市職員すべてを対象とすると文書の検索に時間と労力を要することから、職員の属性を土木管理部との条件まで絞ってほしい。これ以上、条件を絞り込むと職員の特定が可能となるが、同条件であれば対象となる職員の特定は困難であり、請求内容の公開に支障はない。ただし、文書内の多くが黒塗りとなると予想される。」との見解が示されたことから、処分庁（情報化推進室）の意向に従い土木管理部との条件で請求を行った。

ところが、処分後、処分庁（建設総務課）から、「対象職員が特定される可能性がゼロでないため、文書の存否を答えることはできない。」との説明がなされ、処分庁内で異なった見解が示されたことについては、頑なに説明を拒否した。

本件は、処分庁（情報化推進室）の意向に従い、処分庁の事務作業を軽減するため、職員が特定される可能性が高まる方向に請求内容を調整したにも関わらず、職員が特定される可能性を理由に公開を拒否されたことは、理不尽であり、処分庁内で異なった見解が示されたことに関する説明を処分庁が拒否したことはあまりにも不誠実である。

- (3) 「服務管理に携わる者以外に情報を知られないように配慮している。」との見解を示していることから、情報の漏洩がないのであれば、建設総務課担当課長とのやり取りの有無から土木管理部内の職員を特定することは、極めて困難であると考ええる。

個人が特定される可能性が全くない事案などあり得ず、処分庁（建設総務課）は、個人が特定されるリスクを過大に主張し、条例の目的である情報公開の促進・説明責任の全う・市政に対する市民からの理解・公正で民主的な市政の推進を阻害している可能性があると考えている。

文書の存否を答えるかどうかの判断は、個人が特定される可能性の有無でなく、個人が特定される可能性と条例の目的を総合的に勘案し、判断されるべきであり、個人が特定される可能性が少しでもあれば、即座に文書の存在の有無を明らかにしない判断を行うことは、短絡的であると考えている。

- (4) 「請求内容が事実であったとしても今後の人事管理に影響を及ぼす可能性がある。」と主張しているが、あまりにも抽象的な説明にとどまることから、その主張が適切であるか判断ができない。

- (5) 労使が協議・情報共有等を適宜行うことは当然のことであり、その事実が明らかになったからといって即座に今後の労使交渉に影響を及ぼすとは考え難く、処分庁（建設総務課）の説明があまりにも抽象的であることから、その主張が適切であるか判断ができない。

- (6) 請求内容は多岐にわたり、内容ごとに人事管理及び今後の労使交渉への影響の程度は異なると考えられるが、処分庁（建設総務課）は可能性が少しでもあれば、一緒に文書の存在の有無を明らかにしない判断を行っているように見受けられる。請求内容ごとに判断理由が異なって然るべきであり、請求内容ごとに判断理由を示さないことは説明責任の放棄であると考えている。

処分庁（建設総務課）は、今後の人事管理及び労使交渉への影響の可能性を過大に主張し、京都市情報公開条例の目的を阻害している可能性があると考えている。

京都市内部で不適切な人事管理及び労使交渉が行われると行政機能が低下し、市民に不利益が生じることとなり、人事管理及び労使交渉に少しでも関わる可能性があるとして即座に公開を拒否することは、外部からの審査等ができず、不適切な人事管理及び労使交渉を招きかねないと考えている。積極的な情報の開示により健全な市政の推進（不適切な市政の防止）を図る必要がある。

以上から、文書の存否を答えるかどうかの判断は、人事管理及び労使交渉に関わる可能性の有無ではなく、人事管理及び労使交渉への影響と条例の目的を総合的に勘案し、請求内容ごとに個別に判断されるべきであると考えている。

- (7) 処分庁（建設総務課）は、処分理由への説明に関して、無機質かつ機械的に同じ発言を繰り返し、審査請求人の理解向上を図るような努力を一切行わず、その対応は、同じ発言の繰り返しにより、審査請求人の時間をいたずらに浪費させただけであり、説明責任の放棄である。

また、情報公開請求の事務を実施するに際して、審査請求人への職務妨害・審査請求人のプライバシー侵害・請求内容の情報漏洩を行っており、これらの事実は、複数の弁護士より確認済みであり、これらの事実が原因で審査事務が滞ったことは遺憾である。自らのプライバシーを侵害する等プライバシーの保護に消極的であることと、説明責任を果たさないこと、処分庁内で見解が異なっていること等から、処分庁（建設総務課）は条例の目的に鑑みずに自己都合で請求文書の公開を拒んでいると考えられる。

- (8) これまでから処分庁（建設総務課）に対応を改善する姿勢が一切見受けられないことから、今後公文書公開請求した際にも説明責任を果たそうとしないだけでなく、職務妨害・プライバシー侵害・情報漏洩が行われる可能性がある。このことは、公文書公開請求及び審査請求をし辛くする行為であり、京都市情報公開・個人情報保護審査会においては、審査請求時の処分庁の対応等、手続きの改善に努めていただきたい。

6 審査会の判断

当審査会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件公文書について

審査請求人は、平成31年から令和3年において、建設総務課担当課長や担当係長等が建設局土木管理部職員とやり取りした際の記録や判断などの根拠となる文書、職員団体との協議に関する文書の公開を求めている。

(2) 公文書公開請求拒否決定処分について

公文書公開請求に対しては、当該公開請求の対象となる公文書の存否を明らかにした上で、公開決定等を行うことが原則であるが、条例第9条第1項は、当該公文書の存否を明らかにしただけで、条例第7条各号の非公開情報を公開することとなる場合に限り、例外として公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる旨を定めている。

当該規定の適用にあたっては、公開請求の対象となる公文書の存否を明らかにすることにより生じる個人又は法人等の権利利益の侵害や事務事業の支障等を条例第7条各号の規定の趣旨に照らして、具体的かつ客観的に判断しなければならず、通常の公開決定等により対応できる場合にまで拡大解釈されることのないよう、特に慎重な判断が求められる。

そのため、請求拒否を行うには、公文書の有無を答えることによって、名指しされた特定の者や限定された特定の事項、場所、分野等に関する一定の事実の有無が明らかになること及び当該事実が条例第7条各号のいずれかに該当する事実が含まれていることの二つの要件を備えていることが必要であると解される。

(3) 本件処分について

本件審査請求の争点は、本件請求内容から特定の個人を識別し得るか否か、識別し得る場合に、公文書の有無を答えるだけで条例第7条第1号及び第6号に規定する非公開情報を明らかにすることとなるか否かであるから、以下、この点について検討する。

ア 個人識別性について

- (イ) 処分庁は、本件請求が土木管理部の約150人の職員を対象とする前提になっているものの、個々の請求内容は建設総務課担当課長と特定の職員とのやり取りが具体的かつ詳細に記載されており、対象となる職員を特定し得る請求内容であると主張する。
- (ロ) 一方、審査請求人は、服務管理に携わる者以外に情報を知られないように配慮し、情報の漏洩がないのであれば、建設総務課担当課長とのやり取りから職員を特定することは極めて困難であると主張する。
- (ハ) 当審査会において本件請求内容を見分したところ、主たる請求項目として27件に区分され

ており、そのうち２３件は建設総務課担当課長が行った土木管理部職員とのやり取りや面談における当該課長の発言などが詳細に記載されていることが認められた。また、その他４件は、土木管理部職員から提出された書類の建設総務課における取扱いに関する文書や土木管理部職員の事案に関する職員団体とのやり取りの記録など、いずれも具体的な事案を前提とした請求であることが認められた。

- (エ) 処分庁の説明によると、建設総務課担当課長が建設局内の職員から相談を受ける事案や面談行う事案は、センシティブな内容を含む事案などであり、また非常に稀な事案とのことである。このような事情に鑑みると、当審査会としては、本件請求内容に記載されている事案に該当する個人は極めて限定的になり、特定の個人が識別され得る可能性は否定できないと考える。
- (オ) したがって、当審査会としては、本件請求は特定の個人を名指ししてはいないものの、その記載内容から個人が識別され得るものと認められ、公文書の有無を答えることによって、特定の個人に関し本件請求内容に記載されている事実の有無（以下「本件存否情報」という。）が明らかになるものに該当すると判断する。

イ 本件存否情報の条例第７条第１号該当性について

- (ア) 条例第７条第１号は、個人のプライバシーの保護に最大限の配慮をし、個人に関する情報が公開されてプライバシーが侵害されることのないよう、特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものについて、非公開とすることを定めたものである。また、「通常他人に知られたくないと認められるもの」に該当するか否かについては、一般の感受性を基準として、客観的に通常他人に知られたくないものと認められるものであるか否かで判断されるべきである。
- (イ) 本件存否情報は、建設局内における服務に関する相談や面談などに関する内容であり、一般に、服務に関する指導や面談等が行われたか否かは、当該対象者にとって「通常他人に知られたくないと認められるもの」に該当すると認められる。
- (ウ) したがって、当審査会としては、本件存否情報は、条例第７条第１号に規定する非公開情報に該当すると判断する。

ウ 本件存否情報の条例第７条第６号該当性について

- (ア) 条例第７条第６号は、処分庁が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを非公開情報とすることを定めたものである。ここでいう「支障」の程度は、名目的なものでは足りず、実質的なものであることが求められ、「おそれ」の程度も抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が求められる。

また、本号は、事項的基準（「人事管理等」など）と定性的基準（「公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」など）を組み合わせているので、事項的基準に該当し、かつ、定性的基準も満たしているかを慎重に判断する必要がある。

- (イ) 事項的基準該当性について
 - a 条例第７条第６号エでは、事項的基準の一例として「人事管理に係る事務」を挙げている。
 - b 本件存否情報は、処分庁において行っている職員の服務管理に関し、建設総務課担当課長をはじめ建設総務課において行った土木管理部職員に対する対応や職員団体との協議に関する情報である。
 - c したがって、本件存否情報は、条例第７条第６号エに規定する人事管理に係る事務におけ

る情報に該当するものと認められる。

(㊦) 定性的基準該当性について

a 条例第7条第6号エは、人事管理に係る事務に関し、「公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」があるものを非公開情報と規定している。

b 処分庁は、個別事案に関する職員団体とのやり取りは公にすることを前提としていないことから、そのような事実があったか否かを答えることは、職員団体との信頼の確保や、今後の労使交渉・協議に支障が生じるおそれがあると主張する。

また、建設総務課担当課長と特定の職員とのやり取りが具体的かつ詳細に記載されていることから、仮に請求内容が事実であったとしても、人事管理上の手法や対応方針を明らかにすることは、今後の公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼす可能性があるとも主張する。

c 一方、審査請求人は、労使が協議・情報共有等を適宜行うことは当然のことであり、その事実が明らかになったからといって、直ちに今後の労使交渉に影響を及ぼすとは考え難く、また今後の人事管理に影響を及ぼす可能性があるとの説明は抽象的なものであると主張する。

d 一般に、労使交渉・協議においては、賃金や労働時間、休憩、職場の安全性、人事考課、個人の懲戒処分や解雇、配置転換など労働条件やその他労使関係のあり方について交渉・協議が行われるものであり、労働者と使用者との信頼関係の構築は不可欠なものといえる。したがって、当審査会としても、当該交渉等に関する情報が公になると、処分庁と職員団体における信頼の確保や今後の労使交渉等に支障が生じるおそれは否定できないものと考ええる。

また、一般に、サービス管理における面談や指導は、個々の事案や状況など様々な事情を考慮し、それぞれに適切な手法等を判断して実施されるものであり、また事案によっては対象者以外にも当該事案に関係する者と面談等を行うこともある。そうすると、事案によって実施内容や方法は異なるものの、その手法や手段の有効性の確保や関係者との信頼関係の構築が重要となると考えられるから、人事管理上の手法や対応方針が公になると、今後の公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれは否定できないものと考ええる。

(㊦) したがって、当審査会としては、本件存否情報は、条例第7条第6号に規定する非公開情報に該当すると判断する。

エ 判断

以上から、当審査会は、本件請求内容が特定の個人を識別し得る可能性が否定できないものであり、本件請求に係る公文書の存否を答えるだけで、条例第7条第1号及び第6号に規定する非公開情報を公開することになる場合に該当するため、処分庁が本件処分を行ったことは妥当であると判断する。

(4) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

請求内容

- 平成31年2月及び3月、建設総務課担当課長及び担当係長が建設局職員から退職に関する相談を受けた記録
- 平成31年2月及び3月に実施された建設局土木管理部職員と建設総務課労務担当との面談後の対応に関する以下の資料
 - ・ 当該面談やその後の対応等について、建設総務課労務担当と労働組合とでやりとりした記録
- 令和2年度以降、建設総務課担当課長から建設局職員に対して「個人情報適切に取扱う」との趣旨を繰り返し説明している件に関する以下の資料
 - ・ 個人情報の取扱い内容が具体的に確認できる文書（個人情報の共有範囲、管理方法、保存期限、第3者へ情報提供する際の条件等）
 - ・ 個人情報の取扱い方針及びその根拠
 - ・ 個人情報の取扱い方針が適切であると客観的に確認できる資料
 - ・ 「個人情報は適切に取扱う。」「法令等に照らして判断する。」「みだりに他人に伝えない。」との見解を示すもののそれ以上の具体的な説明を行わなかった記録
 - ・ 当該職員からの個人情報を適切に取扱うかどうかという趣旨以外の質問に対して、「個人情報は適切に取扱う」との趣旨の説明を行った記録
- 令和2年度、建設総務課担当課長が建設局職員との面談について当該職員とやりとりした内容に関する以下の資料
 - ・ 建設総務課担当課長が当該職員からの要求に答えることはない趣旨の発言を行った記録
 - ・ 建設総務課担当課長が面談時の記録の共有を拒否する趣旨の発言を行った記録
 - ・ 建設総務課担当課長が当該職員の意向に関わらず建設総務課の判断により個人情報を他者に情報提供する可能性を示唆した記録
- 建設局観察担当による令和3年10月22日付文書に記載のある診断書等について、職員が建設総務課に診断書等を提出した際の保管方法・共有範囲・他者へ情報共有する際の対応や条件等がわかる文書
- 令和3年度、建設総務課担当課長から建設局職員に対して令和3年10月22日付文書を発出する旨を通知した件に関して、その職員が文書の発出を希望しない旨を建設総務課担当課長が把握したことがわかる文書
- 令和3年度、建設総務課担当課長が建設局職員との面談実施に際して、当該課長が詳細な記録作成に関して消極的（注力しない）であるとの見解を示した記録
- 令和3年度、建設総務課担当課長が建設局職員との面談実施に際して、当該課長が建設総務課の作成する摘録は要点の記録であり発言内容を網羅したものではないとの見解を示した記録
- 令和3年度、建設総務課担当課長が建設局職員との面談に関する当該職員とやりとりした内容に関する以下の資料
 - ・ 面談の内容（話題）について、当該職員からの確認内容（※）を建設総務課担当課長が了承した記録
 - ・ 上記承済みの確認内容について、内容変更を双方合意した事実が確認できる文書
 - ・ 面談等に関する個人情報の取扱いについて、当該職員から確認内容を建設総務課担当課長が了承した記録
 - ・ 上記承済みの個人情報の取扱いについて、内容変更を双方で合意した事実が確認できる文書
 - ・ 面談での記録の確認方法について、建設総務課担当課長と当該職員とで同意した記録

- ・ 上記合意済みの記録の確認方法について、内容変更を双方で合意した事実が確認できる文書
- 令和３年度、建設総務課担当課長が建設局職員との面談実施に際して、当該課長が提示した時間及び回数に関する以下の資料
 - ・ 建設総務課担当課長が提示した時間及び回数の根拠
 - ・ 建設総務課担当課長が提示した時間及び回数に上記（※）が含まれていることが確認できる資料
 - ・ 上記根拠のうち、建設総務課担当課長が提示した時間及び回数に上記（※）の内容が含まれていることがわかる文書
- 令和３年度、建設総務課担当課長が建設局職員との面談実施に際して、当該課長が医学的な根拠等に言及した件に関する以下の資料
 - ・ 医学的な根拠等の提示を求めた記録
 - ・ 医学的な根拠等の提示は不必要との見解を示した記録
- 令和３年度、建設総務課担当課長が建設局職員に対して面談条件の折衷案を検討しない旨を示した記録及びそのことが意思決定されたことがわかる資料
- 令和３年度、建設総務課担当課長が建設局職員に対して面談を行わない旨を示した記録及びそのことが意思決定されたことがわかる資料
- 令和３年度、建設総務課担当課長が建設局職員に対して文書による対話を行わない旨を示した記録及びそのことが意思決定されたことがわかる資料
- 建設総務課が職員とやりとりする際、その職員への呼称の取扱い等について記載されている文書
- 令和３年７月９日、建設局職員から建設総務課担当課長に対して送信されたメールに関する以下の資料
 - ・ 令和２年度建設総務課担当課長の見解が示されている点に関して、当該見解を令和２年度建設総務課担当課長が労働組合等に対して示した記録
- 令和３年９月６日、建設総務課担当課長から建設局職員に対して送信されたメールに関する以下の資料
 - ・ 「面談がそのように ～ 解しています。」との見解を示した根拠（記録の該当部分）
 - ・ 「答えにくいものにはスルーしたり」と指摘した根拠（記録の該当部分）
 - ・ 「概括的な感想・批判を展開したことが多く」と指摘した根拠（記録の該当部分）
 - ・ 「都合の悪いこと、言いにくいことには真正面から受け止めていません」と指摘した根拠（記録の該当部分）
 - ・ 「他の職員 ～ 慎むようにしてください。」との見解を示した件に関して、建設総務課担当課長が「然るべき対応」を実施ができる根拠（法令等）
 - ・ 上記案件に関して、「確保すべき規律」を具体的に示した資料
 - ・ 上記案件に関して、「然るべき対応」を具体的に示した資料
 - ・ 上記案件に関して、「然るべき対応」の手引き書及び実施する基準
 - ・ 上記案件に関して、「その様態次第」を具体的に示した資料
- 令和３年９月１５日、建設総務課担当課長から建設局職員に対して送信されたメールに関する以下の資料
 - ・ 「勝手に見解を他者に伝えたことには当たらない（事前に了承を得た）」と主張する根拠（記録の該当部分）
 - ・ 上記案件に関し、建設局職員から事前に了承を得た記録
 - ・ 「悪質と考えられる」を具体的に示した資料

- ・ 「指導や処分」に至る基準
- 令和3年9月24日、建設総務課担当課長から建設局職員に対して送信されたメールに関する以下の資料
 - ・ 「反論を打ち消されたとは思っていない。」と主張する根拠（反論内容を検証した記録等）
- 令和3年12月6日、建設総務課担当課長から建設局職員に対して送信されたメールに関する以下の資料
 - ・ 「暴論」との指摘が適切であると客観的に確認できる資料
- 令和3年12月9日、建設総務課担当課長から建設局職員に対して送信されたメールに関する以下の資料
 - ・ 「その可能性が考えられる」と指摘した根拠
 - ・ 「職務の延長上の行為」の範囲の根拠（法令等）
- 令和3年12月16日、建設総務課担当課長から建設局職員に対して送信されたメールに関する以下の資料
 - ・ 「他者の判断は求めない」ことが「当初に合意した目的」であるとの見解を示した根拠（記録の該当部分）
 - ・ 「他者の判断は求めない」ことが「当初に合意した目的」として当該職員が了承した記録の該当部分
- 令和3年12月27日、建設総務課担当課長が建設局職員に対して送信されたメールに関する以下の資料
 - ・ 建設総務課担当課長が提示した面談記録の確認方法について、過去に当該建設局職員と合意したことがわかる記録の該当部分
 - ・ 建設総務課担当課長が提示した面談記録の確認方法について、提示内容の根拠及び提示した理由等がわかる資料
 - ・ 建設総務課担当課長が提示した個人情報等の取り扱い方法について、過去に当該建設局職員と合意したことがわかる記録の該当部分
 - ・ 建設総務課担当課長が提示した個人情報等の取り扱い方法について、提示内容の根拠及び提示した理由等がわかる資料
- 令和3年12月28日、建設局職員から建設総務課担当課長に対して送信されたメールに関する以下の資料
 - ・ 当該職員が説明を求めた個人情報等の取り扱い方法の変更理由に関して、その変更の必要性の根拠
- 令和4年1月24日、建設総務課担当課長から建設局職員に対して送信されたメールに関する以下の資料
 - ・ 「「念入り」に対応する」との対応方針が建設総務課内で意思決定されたことがわかる資料
- 令和4年2月7日、建設総務課担当課長から建設局職員に対して送信されたメールに関する以下の資料
 - ・ 資料の閲覧に関して、（同メール記載にされている軽微な理由ではなく）職員に対してメモ取りを制限する根拠
- 令和3年度、建設総務課担当課長が建設局職員から回答を求められている案件（質問、依頼、確認等）について、現在（本資料受領時）までに回答を行っていないものが確認できる資料（記録の該当部分）

(参 考)

1 審議の経過

令和4年 9月22日 諮問

10月20日 諮問庁からの弁明書の提出

令和5年11月30日 審査請求人から反論書の提出

12月27日 諮問庁の職員の口頭理由説明（令和5年度第8回会議）

令和6年 2月 7日 審議（令和5年度第9回会議）

※ 審査請求人から京都市情報公開・個人情報保護審査会条例第9条第1項に基づく意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 北村 和生）